

|                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 商 品 名<br>( 愛 称 ) | A T M 専 用 定 期 預 金 |
|------------------|-------------------|

|                          |   |  |
|--------------------------|---|--|
| 販 売 対 象                  | ・個人のお客さま（個人事業主のお客さまは対象外）  |  |
| 期 間                      | ・1年 2年 3年 4年 5年   |  |
| 預 入                      | (1) 現金の場合 1回 1万円以上200万円以下   |  |
| ②預入金額                    | (2) 振替の場合 1回 1万円以上1,000万円未満   |  |
| ③預入単位                    | (1) 1,000円単位<br>(2) 1円単位  |  |
| 適 用 利 率                  | 固定金利  |  |
|                          | (1) 給与振込（振込金額10万円以上）指定口座をお持ちのお客さまで、振込指定店舗の通帳式定期預金・総合口座で預入する場合<br>各預入期間・預入金額の店頭表示利率+年0.10% |  |
|                          | (2) 上記（1）に該当しない場合<br>各預入期間・預入金額の店頭表示利率+年0.05%   |  |
|                          | (3) 通帳式定期預金への上記（1）（2）の利率の適用は、2回目以降の預入の場合に適用されます。（初回預入時は上記（1）（2）の利率は適用されません。）              |  |
|                          | 預入形態  | (1) スーパー定期・スーパー定期300（自動継続扱い）<br>(2) 総合口座通帳・通帳式定期   |
|                          | 満期後の取扱い   | (1) 自動継続定期預金は、スーパー定期・スーパー定期300となり、預入期間は初回預入定期預金と同期間となります。<br>(2) 自動継続定期預金の適用利率は、継続日の上記適用利率の（1）（2）の利率を適用します。                      |
|                          | 税 金   | ・個人のお利息には20%（国税15%・地方税5%）の税金がかかります。<br>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 |
| 中 途 解 約 時 の 取 扱          | ・次の中途解約利率を適用させていただきます。  |  |
|                          | 1. 預入期間1年・2年の場合   |  |
|                          | (a) 6ヶ月未満…解約日における普通預金利率   |  |
|                          | (b) 6ヶ月以上1年未満…約定利率×50%  |  |
|                          | (c) 1年以上2年未満…約定利率×70%   |  |
|                          | 2. 預入期間3年の場合  |  |
|                          | (a) 6ヶ月未満…解約日における普通預金利率   |  |
|                          | (b) 6ヶ月以上1年未満…約定利率×40%  |  |
|                          | (c) 1年以上1年6ヶ月未満…約定利率×50%  |  |
|                          | (d) 1年6ヶ月以上2年未満…約定利率×60%  |  |
|                          | (e) 2年以上2年6ヶ月未満…約定利率×70%  |  |
|                          | (f) 2年6ヶ月以上3年未満…約定利率×90%  |  |
|                          | 3. 預入期間4年の場合  |  |
| (a) 6ヶ月未満…解約日における普通預金利率  |   |  |
| (b) 6ヶ月以上1年未満…約定利率×40%   |   |  |
| (c) 1年以上1年6ヶ月未満…約定利率×50% |   |  |

|               |   |
|---------------|---|
| 中途解約時の取扱      | (d) 1年6ヶ月以上2年未満…約定利率×60%  |
|               | (e) 2年以上2年6ヶ月未満…約定利率×70%  |
|               | (f) 2年6ヶ月以上3年未満…約定利率×80%  |
|               | (g) 3年以上4年未満…約定利率×90%   |
|               | 4. 預入期間5年の場合  |
|               | (a) 6ヶ月未満…解約日における普通預金利率   |
|               | (b) 6ヶ月以上1年未満…約定利率×30%  |
|               | (c) 1年以上1年6ヶ月未満…約定利率×40%  |
|               | (d) 1年6ヶ月以上2年未満…約定利率×50%  |
|               | (e) 2年以上2年6ヶ月未満…約定利率×60%  |
|               | (f) 2年6ヶ月以上3年未満…約定利率×70%  |
|               | (g) 3年以上4年未満…約定利率×80%   |
|               | (h) 4年以上5年未満…約定利率×90%   |
| 苦情処理措置・紛争解決措置 | 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：089-946-1203）にお申し出ください。   |
|               | 紛争解決措置 ・愛媛弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。   |
|               | ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 |
|               | なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。                                 |
|               | (1) 事前に通帳（総合口座通帳、通帳式定期）を作成していただく必要があります。（既にお持ちの場合は、新たに作成していただく必要はありませんが、総合口座定期の1回目の定期預金預入の場合は、窓口で印鑑をお届けしていただく必要があります。）  |
|               | (2) 上記、適用利率（1）の利率を適用する場合は、給与振込指定口座の取扱店に申込書を提出していただく必要があります。   |
|               | (3) 上記、適用利率（1）の利率の適用開始については、前記（2）の申込書提出と給与振込実績確認後に適用が開始されます。  |
|               | (4) 給与振込が停止となった場合（振込金額が5万円を下回った場合を含む）は、定期預金の次回の満期後（継続時）から、上記、適用利率（1）の利率から上記、適用利率（2）の利率に変更されます。  |
|               | (5) 適用利率については、金融情勢等により予告なく変更する場合があります。  |
|               | (6) 店頭表示利率等金利については、窓口でお問い合わせください。   |
| その他参考となるべき事項  | (1) 事前に通帳（総合口座通帳、通帳式定期）を作成していただく必要があります。  |
|               | (既にお持ちの場合は、新たに作成していただく必要はありませんが、総合口座定期の1回目の定期預金預入の場合は、窓口で印鑑をお届けしていただく必要があります。)  |
|               | (2) 上記、適用利率（1）の利率を適用する場合は、給与振込指定口座の取扱店に申込書を提出していただく必要があります。   |
|               | (3) 上記、適用利率（1）の利率の適用開始については、前記（2）の申込書提出と給与振込実績確認後に適用が開始されます。  |
|               | (4) 給与振込が停止となった場合（振込金額が5万円を下回った場合を含む）は、定期預金の次回の満期後（継続時）から、上記、適用利率（1）の利率から上記、適用利率（2）の利率に変更されます。  |
|               | (5) 適用利率については、金融情勢等により予告なく変更する場合があります。  |